



うちなー健康経営宣言

第1023号

令和 4 年 10 月 5 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

「社業の発展は人材なり」を社訓とし、全社員の健康管理を重点目標に定期健康診断の受診を行い、受診結果を個々の社員との中で確認しあい健康維持に努めてまいります。

日々の業務中の関係業者等の労災発生の防止、夏場熱中症の発生防止に努め、無事故無災害を実施します。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
6. 治療と仕事の両立支援に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。